

令和5年度 NHK歳末たすけあい助成要領

1 助成対象

(1) 対象事業

民間の社会福祉事業、更生保護事業、その他県内の社会福祉増進のために必要と認められる事業

(2) 対象団体

社会福祉法人、更生保護法人、財団法人、社団法人、NPO法人、任意団体で次の各号に合致するもの

- ① 設立後1年以上であって、団体の規約等を備えていること。
- ② 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- ③ 政治目的を持つ団体や宗教団体などから独立して運営されていること。

2 助成内容

(1) ハンセン病療養所入所者支援事業

① 助成の対象

ハンセン病療養所に入所する茨城県出身者に対し支援金を助成します。

② 助成内容

12月1日現在を基準日として、一人当たり15,000円を茨城県藤楓協会からの申請に基づき助成します。

(2) 母子生活支援施設入所者支援事業

① 助成の対象

母子生活支援施設（「ラーク・ハイツ」「ブレス・オブ・ライフ」「かがやき荘」）の入所世帯に対し支援金を助成します。

② 助成内容

12月1日現在を基準日として、一世帯当たり5,000円を当該施設からの申請に基づき助成します。

(3) ひとり親家庭新入学児童支援事業

① 助成の対象

翌年度の4月から新たに小学校に入学するひとり親世帯の児童に対し、就学に必要な学用品等を助成します。

② 助成内容

共同募金会会長が別に定める額の範囲内で、茨城県母子寡婦福祉連合会からの申請に基づき助成します。

（4）地域活性化支援事業

① 助成の対象

社会福祉法人、更生保護法人、財団法人、社団法人、N P O法人、任意団体に対し、施設の利便性の向上や利用者の日常生活に役立つ備品の購入、交流事業などの実施について助成します。

② 助成内容

10万円を上限として、法人、団体からの申請に基づき助成します。

3 申請・助成時期

（1）申請時期

令和5年3月15日～4月20日 ※当日消印有効

（2）助成決定

第1次助成 令和5年12月中旬

※第1次助成の対象：ハンセン病療養所入所者支援事業、
母子生活支援施設入所者支援事業

第2次助成 令和6年2月下旬

※第2次助成の対象：ひとり親家庭新入学児童支援事業、
地域活性化支援事業

（3）助成時期

第1次助成 令和5年12月下旬

第2次助成 令和6年3月中旬

（4）事業の実施期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日

4 留意事項

令和5年度共同募金運動計画への位置づけが確認できれば、助成決定前に事業を実施してもよいものとします（10月1日以降の事業実施に限ります。）ただし、当助成は12月に実施する「N H K歳末たすけあい」に寄せられる浄財を原資とするもので、募金額が減少した場合、計画額どおりの決定額とならない場合がありますのでご承知おきください。

※令和5年度共同募金運動計画は9月30日付の茨城県報に掲載されます。また、10月1日以降は県共同募金会HPにも掲載します。

5 受付窓口・問い合わせ先

社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内

TEL 029-241-1037

E-mail kimura@akaihane-ibaraki.jp